

ARDF 競技大会実施規程

（目的）

第 1 条 この規程は、連盟が主催又は公認する ARDF 競技の実施に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

（ARDF 競技の定義）

第 2 条 ARDF 競技とは、別に定める競技方法によって、競技地域の数箇所に設置された送信装置（以下「TX」という。）を、競技者が受信装置及び地図によって探査し、探査個数及び探査時間を競う競技をいう。

（ARDF 競技大会の種別等）

第 3 条 連盟が主催する ARDF 競技大会（以下「競技大会」という。）は、次のものとする。

（1）「地方競技大会」は、一又は二以上の地方本部区域を一の主催単位とし、その区域内に住所を有する者が参加できる競技大会をいう。

（2）「全日本競技大会」は、国内に住所を有する者が参加できる競技大会をいう。

2 前項の競技大会は、次により開催する。

（1）全日本競技大会 年 1 回とする。

（2）地方競技大会（一又は二以上の地方本部区域を一の主催単位とするもの。）

任意開催とする。

3 「支部競技大会」は、連盟支部が主催し、その支部区域内に住所を有する者が参加できる競技大会であって、第 6 条第 2 項に規定する条件に適合するものをいう。

4 「公認競技大会」は、団体又は個人が主催する競技大会であって、ARDF 委員会が第 6 条第 2 項に規定する条件に適合していると認めたものをいう。

5 地方競技大会は、第 1 項の規定によるほか、その他の者を参加させることができる。

6 支部競技大会は、第 3 項の規定によるほか、その他の者を参加させることができる。

7 地方及び全日本競技大会は、第 1 項の規定によるほか、外国のアマチュア無線連盟等が派遣した外国人選手を参加させることができる。

（地方競技大会の運営等）

第 4 条 地方競技大会は、一の地方本部長を大会会長とし、実行委員会を組織して行う。

2 地方競技大会を主催しようとする大会会長は、開催予定日から 2 箇月前までに別に定める様式の開催計画書を ARDF 委員会に提出する。

3 大会会長は、競技大会終了後速やかに別に定める様式の競技結果報告書を ARDF 委員会に提出する。

（支部競技大会の主催等）

第 5 条 支部競技大会を主催しようとする支部長は、あらかじめ別に定める様式の競技大会開催申出書により ARDF 委員会に届出るものとする。

2 前項の規定により、ARDF 委員会に届出た支部長は、その競技大会終了後速やかに別に定める様式の競技結果報告書を ARDF 委員会に提出するものとする。

(公認競技大会の主催等)

第6条 公認競技大会を主催しようとする者は、開催予定日から2箇月前までに所定の様式の開催申出書1通をARDF委員会に提出するものとする。

2 前項の申出を受けたARDF委員会は、次の各号に適合していると認めるときは、その旨会長に報告するものとする。

- (1) 競技大会は、営利を目的としないものであること
- (2) 競技の実施方法は、ARDF委員会が別に定める競技方法によるものであること
- (3) 競技場所は、所有者及び管理者からその使用の承諾を得られていること
- (4) 競技大会関係者は、全員傷害保険の被保険者になること

3 前項の報告を受けた会長は、申出者に対して公認証を交付する。

4 公認証を受けた者は、その競技大会終了後速やかに別に定める様式の競技大会結果報告書をARDF委員会に提出する。

(全日本競技大会の運営等)

第7条 全日本競技大会の運営は、開催地の地方本部長を長とする実行委員会が行う。

2 大会会長は、会長がこれにあたる。

(表彰)

第8条 地方及び全日本並びに支部競技大会の表彰は、別に定めるところにより行う。

(競技大会の運営経費等)

第9条 支部、地方及び全日本競技大会の運営経費は、原則として競技者の参加費(傷害保険の保険料の額を含む。以下同じ。)によって賄うものとする。なお、その競技大会の出納事務は、それぞれ該当する支部、地方本部及び事務局が行う。

(審判員等の従事証明)

第10条 競技大会の主催者は、競技大会の審判員、審判長及び裁定長並びに実行委員会委員長等から従事証明の申出があった場合は、別に定める様式の従事証明書を発行することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。(第32回理事会決定)

平成29年2月26日改正 第2条、第3条第5項及び第7項